

③ 講習

○講習の期間

技能実習1号の活動期間全体の1/6以上の期間を充てることになります。

(海外で1月かつ160時間以上の講習等を受けた場合は、技能実習1号の活動期間全体の1/12以上の期間)

○講習の内容

項目3に係る講義については、専門的知識を有する者から受けることになります。

1 日本語、2 日本での生活一般に関する知識、3 日本での生活一般に関する知識、4 円滑な技能等の修得に資する知識

○講習を実施する上でのポイント

「講習」は座学(見学を含む)により実施しなければならず、実習実施機関の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含めることができません。

団体監理型である「技能実習1号口」では、法務省令に規定する時間数以上の「講習」を終了した後、技能実習生と実習実施機関との間に雇用関係が生じることとなります。

④ 監理団体による指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化

新制度では、技能実習生の本邦における技能等の修得活動が終了するまで監理団体が技能実習の指導・監督・支援を行うことになります。監理団体の主な要件は次のとおりです。

- 技能等に関する一定の経験及び知識を有する監理団体の役職員による技能実習計画の策定
- 1月に1回以上監理団体の役職員による実習実施機関への訪問指導
- 3月に1回以上監理団体の役員による監査の実施及び地方入国管理局への報告
- 技能実習生からの相談に対応する体制の構築(相談員の配置等)
- 監理団体による技能実習生の帰国担保措置(帰国旅費の確保等)
- 実習実施機関での技能実習継続が困難な場合における新たな実習実施機関への移行努力
- 監理に要する費用を徴収する場合は徴収する機関に対する金額及び用途の明示
- 監理に要する費用を技能実習生に直接又は間接に負担させることの禁止

⑤ 監理団体等が重大な不正行為を行った場合の受入れ停止期間の延長、欠格要件の新設

- 受入れ停止期間は、不正行為の内容によって5年、3年又は1年となります。また、以下の重大な不正行為については、研修生・技能実習生の受入れ停止期間を5年間に延長します。

「暴力・脅迫・監禁行為」、「旅券・外国人登録証明書の取上げ」、「賃金等の不払い」、「人権を著しく侵害する行為」、「偽変造文書等の行使・提供」

- 次の要件に該当している場合は、研修生・技能実習生の受入れが認められません。

- ・受入れ側の機関又はその役員等が、入管法や労働関係法令の罪により刑に処せられたことがある場合で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないとき
- ・受入れ側の機関の役員等が、過去5年間に他の機関で役員等として技能実習の監理等に従事していたことがあり、その従事期間中に当該他の機関が不正行為を行い技能実習生等の受入れが認められなくなった場合で、当該期間が経過していないとき
- ・送出し側の機関又はその経営者等が、過去5年間に、外国人に不正に在留資格認定証明書の交付等を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使又は提供を行っていた場合

⑥ その他新設された要件

- ・実習実施機関は、技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習が終了した後1年間は当該文書を保存しなければなりません。
- ・監理団体は、講習の実施状況に係る文書、訪問指導に係る報告書を作成し、技能実習が終了した後1年間は当該文書を保存しなければなりません。
- ・技能実習生が技能等修得活動を開始する前に、実習実施機関等が労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じている必要があります。
- ・企業単独型において、実習実施機関での技能実習の継続が不可能となった場合は、直ちに、実習実施機関が地方入国管理局に当該事実と対応策を報告しなければなりません。
- ・団体監理型において、技能実習が終了して帰国した場合又は技能実習の継続が不可能となった場合は、直ちに、監理団体が地方入国管理局に当該事実と対応策を報告しなければなりません。